

○御嵩町競争入札事務執行要領

平成16年12月28日

訓令甲第21号

改正 平成17年11月8日訓令甲第34号

平成18年5月12日訓令甲第11号

平成27年9月25日訓令甲第25号

令和2年2月26日訓令甲第11号

(趣旨)

第1条 御嵩町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品の買入れその他契約（以下「工事等」という。）に係る競争入札（以下「入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、御嵩町契約規則（昭和39年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行者)

第2条 入札の執行は、契約事務を担当する課長（以下「契約担当課長」という。）が行うものとする。ただし、契約担当課長が都合等により入札の執行ができないときは、契約担当課長が指名した者がその職務を代行する。

2 入札の執行を行う契約担当課長又は契約担当課長が指名した者（以下これらを「入札執行者」という。）は、入札事務を補助する職員を1名以上置くことができる。

(平18訓令甲11・一部改正)

(予定価格書等の保管)

第3条 入札執行者は、予定価格を記載した書面（以下「予定価格書」という。）、入札に参加する者を記載した書面（以下「入札参加者名簿」という。）、設計図書等を入札執行に必要なときまで、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

(平27訓令甲25・一部改正)

(入札日時等の決定)

第4条 入札執行者は、工事等の施行の実施が決定したときは、入札保証金及び契約保証金の納付の免除等入札の条件、第6条に規定する見積期間を考慮して、入札の日時等を決定するものとする。

2 入札は、用地取得等の協議その他工事等の着手に必要な措置を講じてからでなければ執行できないものとする。

(指名競争入札の通知)

第5条 御嵩町契約規則第22条第2項に定める通知は、別に定める標準指名通知例によるものとする。

(見積期間)

第6条 一般競争入札における公告又は指名競争入札の通知から入札までは、次の各号の工事等の規模に応じ、当該各号に掲げる見積期間を置くものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号又は第3号の期間は、5日以内に限

り短縮することができる。

- (1) 設計金額が5百万円未満 1日以上
- (2) 設計金額が5百万円以上5千万円未満 10日以上
- (3) 設計金額が5千万円以上 15日以上

(入札の準備)

第7条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるよう、入札場所（以下「入札室」という。）の選定、入札者の配置等について十分配慮するものとする。

2 入札執行者及び入札事務を補助する職員は、入札に必要な予定価格書、入札参加者名簿、設計図書等を携帯し、所定の時刻までに入札室に入るものとする。

3 入札執行者は、入札執行時刻を厳守するものとし、天災その他やむを得ない事由がある場合を除くほか、入札日時の繰上げ又は繰下げ並びに延期はできないものとする。

4 入札執行者は、入札の開始に先立ち、入札者に対し、次の各号に掲げる事項を告げ、履行させるものとする。

(1) 入札室には、入札に必要な者（入札執行者が必要と認めた者を含む。）以外の入室は禁ずること。

(2) 入札執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁ずること。

(3) 入札執行中は、入札者の私語、放言を禁ずること。

5 入札は、所定の書式による入札書を封かんの上入札箱に投入させなければならない。この場合において、郵便等による入札はできないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合は、入札書を電子的方法により作成し、町長が指定する方法により到着期限日時までに送信させなければならない。

7 入札執行者は、入札者がいったん入札箱に投入した入札書は、理由のいかんを問わず、書換え、引換え又は撤回させてはならないものとする。

(平17訓令甲34・平27訓令甲25・令2訓令甲11・一部改正)

(指名競争入札の辞退)

第8条 指名競争入札における指名通知を受けた者は、入札執行前までの間は、いつでも入札を辞退することができるものとする。

2 入札執行前における入札の辞退は、所定の書式による辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送し、これを行うものとする。

3 入札者の入札執行中における入札の辞退は、辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出するものとする。

4 町長は、入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

(条件付き一般競争入札参加申請書の撤回)

第9条 条件付き一般競争入札参加申請書を提出した者が、当該申請書を撤回しようとするときは、入札（電子入札にあっては開札）日の前日までに理由を記載した書面を入札執行者に提出するものとする。

(平17訓令甲34・一部改正)

(工事費等内訳書の提出)

第10条 御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に規定するものをいう。）の決定による工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を義務付けた工事等に係る入札は、あらかじめ内訳書を提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定により提出された内訳書は、入札終了後に積算担当者（当該内訳書に係る工事等の積算内容を把握する職員をいう。）等が確認し、当該工事等が完了するまでの間、保管するものとする。

3 入札執行者は、あらかじめ提出された内訳書に疑義があるときは、御嵩町契約審査委員会に諮り、必要な処置を講ずるものとする。

(平27訓令甲25・一部改正)

(代理人による入札)

第11条 入札は、入札参加者（代表者又は営業所等の長）に代わって代理人をして行わせることができる。ただし、電子入札の場合は、代理人による入札を行うことができない。

2 前項の場合において、代理人は、所定の書式による委任状を入札書と併せて提出するものとする。

(平17訓令甲34・一部改正)

(入札又は開札の中止)

第12条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害若しくは不正行為をする等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該業者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行者は、入札に参加する者が1人だけの場合は、その入札を中止することができる。

3 入札執行者は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を中止することができる。

4 入札執行者は、入札執行前に談合に関する情報があった場合は、当該入札を中止又は延期したうえで、指名替え、追加指名、くじによる入札に参加できる者の削減、入札方法の変更等の措置を講ずることができる。

5 前各項の場合において発生する損害は、入札参加者の負担とする。

(平27訓令甲25・一部改正)

(開札)

第13条 入札執行者は、入札者全員が入札書を投入したことを確認した後、入札者を立ち合わせて開札するものとする。

2 電子入札の開札は、指定した開札日時、開札場所において、立会いを希望する入札者の立会いの上、行う。

3 開札の実施は、入札書の記入事項等内容を確認した後、落札者の商号又は氏名、金額等を読み上げるものとする。

4 入札執行者は、開封した結果、無効、辞退札等があるときは、当該入札者に通告するものとする。

(平17訓令甲34・平27訓令甲25・令2訓令甲11・一部改正)

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、当該価格以上で最低の価格）をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、御嵩町低入札価格調査制度実施要領（平成15年訓令甲第22号）第3条に規定する調査基準価格を設定した工事にあつては、当該要領に基づき落札者を決定する。

3 入札執行者は、落札となるべき入札があつたときは、入札金額、入札者の商号又は氏名を宣言して、落札者を決定するものとする。

(平27訓令甲25・一部改正)

(くじによる落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あつたときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

3 前2項により落札者を決定した場合は、その旨を記録するものとする。

(平27訓令甲25・一部改正)

(再度入札)

第16条 入札執行者は、開札の結果、落札者がいないときは、別に定めた場合を除き、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回とする。ただし、入札執行者が必要と認めたときは2回目の再度入札を行うことができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できない。ただし、御嵩町契約規則第14条第3号に該当する無効な入札をした者が、再度入札までに委任状を提出した場合は、この限りでない。

(1) 御嵩町契約規則第14条第4号から7号までに掲げるもの以外の無効な入札をした者

(2) 最低制限価格より低い価格で入札した者

(令2訓令甲11・一部改正)

(随意契約)

第17条 入札執行者は、入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(平27訓令甲25・一部改正)

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第34号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成27年訓令甲第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。